

## 三宅島の現状（その86）

平成16年9月13日  
三宅村現地本部（三宅島）

### 【気象および火山活動状況】 8月25日から9月10日

今期間の気象状況は雨の日が多く、27日から31日は台風16号の影響を受け、29日には日降水量が測候所で251.5mm、伊豆212mm、坪田120.5mm、阿古93.6mmに達しました。また10日には前線の通過により、伊豆142mm、阿古106mm、測候所105mm、坪田25.5mmの日降水量を観測しました。

火山の活動状況は、雲のため噴煙を観測できる日が少なかったものの、4日には火口上700mまで上昇する白色の噴煙を観測しました。なお、今期間は三宅島近海を震源とした有感地震はありませんでした。

25日、海上保安庁の協力により火山ガス放出量の観測を実施した結果、約4,000トンから5,900トン／日を観測しました。

今期間の島内でのガス(SO<sub>2</sub>)濃度は、9日に逢ノ浜温泉で最大4.4ppmを観測しました（東京都環境局観測）

### 【帰島への足音】

噴火災害から早いもので4年が経過し、当時の凄まじい光景が今は見る影が少なくなり、新たな砂防ダムや道路にかかる橋などが際立って見えるようになり、島の風景も一変してきました。

今年は太平洋高気圧の勢力が例年より強いようで、三宅島に接近する台風は今のところ少なく、そのかわり沖縄や九州地方に接近して、日本列島を縦断しながら甚大な被害をもたらす台風が多くなっているようです。

この太平洋高気圧の影響で島も毎日、夏の暑さが続いている、復旧作業に従事している人々は、暑さとの戦いを余儀なくされています。それでも帰島に向けた取り組みは休みなく続けられており、真新しくなった家屋の屋根や道路の状況を見ると帰島が近くなっていることを感じます。

### 【滞在型および日帰り帰宅の実績】

#### （1）滞在型帰宅事業の実績

・8月27日から9月2日まで	神着地区	台風のため中止
・9月3日から9日まで	伊豆伊ヶ谷地区	1泊参加者 41世帯 64名
		3泊参加者 42世帯 70名
		5泊参加者 23世帯 38名
・9月10日から16日まで	阿古地区	1泊参加者 39世帯 63名
		3泊参加者 39世帯 72名
		5泊参加者 21世帯 33名

#### （2）日帰り帰宅事業の実績

・9月1日	神着地区	19世帯	38名
・9月8日	伊豆伊ヶ谷地区	9世帯	16名

平成16年9月15日

三宅村

## 住民説明会の開催について

村では、7月に発表した「帰島に関する基本方針」をもとに、安全確保対策及び帰島後の生活再開等、「三宅村帰島計画」について説明します。

開催の日時などについては下記のとおりです。疑問や意見などをお持ちの方には、質疑の時間も設けておりますので、皆様お誘い合わせの上ご参加ください。

また、説明の資料については、当日、会場での配布といたしますのでご了承ください。

### 記

9 月	18（土）	13：30～15：30	18：30～20：30
		新宿区 都庁第1庁舎5階大会議場	立川市 女性総合センターAim1階ホール
	19（日）	13：30～15：30	18：00～20：00
		八王子市 南大沢文化会館1階主ホール	北区 桐ヶ丘郷小学校体育館

ないか)②クリーンハウスの階段に危険防止対策(着色など)を。③関係者に船賃夏期料金の免除を。

答弁 菊地帰島対策課長

①避難施設への横づけは、進入路が狭くガードレール等がないため、危険ではないかと考える。桟橋での対応については、チャーター便の時に行なった経緯もあつたが、定期便ということで船会社と協議してまいりたい。②階段については早く速現場等を調査し実施に向けて対応したい。③早速船会社に向かって協議したい。

▽高齢者の雇用対策について

①地場産業復興準備対策事業(げんき農場・ゆめ農園)の充実を。  
②特に帰島後につなげるための雇用対策を。

答弁 山上村民課長

①今年度からは地場産業復興準備対策事業として実施していくが、厳しい運営を余儀なくされるため、農場で作業されている島民のニーズを踏まえ可能な限り農場の充実に努めている。②帰島後、地場産業復興と、人材確保という点で、未経験者や普及所の技術者とともに作業に取り組み、就労斡旋についても積極的に対応している。帰島後を視野に入れた新規の雇用対策は非常に困難な状況だが、課題として検討していきたい。

## 三宅村議会だよ!

### 第一回定例会

平成十六年三宅村議会第一回  
定例会が六月二十四、二十五日の二日間開催され、一般質問のほか議案が十二件、諮詢が一件審議され、いずれも原案どおり可決・同意されました。

▽ジャック・モイヤー先生の名譽村民顕彰について

一般質問は初日に九名の議員が行ないました。質問と答弁の要旨を発言順に掲載いたします。

山田和快 議員

没後でも、名譽村民として顕彰し記念碑の建設を考えるべきだ。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

### 佐久間達己 議員

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

答弁 平野村長

②避難指示解除については総合的判断が必要で、火山ガスの出でいる中で生活するには、健康影響を最小限にするため行政の安全確保対策と、住民の心構えと対応が必要。これが相まって、帰島が実現できるものと考えている。

▽各経済団体に対する村の支援と実態把握について

帰島後の再開、また振興のため各経済団体は不可欠です。役職員が先頭に立ち、機能を大いに發揮していただきたい。村としても連携を図り、具体的な計画作りに積極的に協力してまいりたい。

答弁 石井産業観光課長

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報公開条例の早期制定について

最近、地方自治体の多くが情報公開条例を制定し、島嶼町村においても大部分が制定している。三宅村も早期に制定すべきだ。

答弁 平野村長

早急に制定に向けて取り組んでまいりたい。

▽三宅島の海上航路の毎日就航の実現について

帰島の日安がついた現在、日行便に切り換えるよう、関係方面に要請をすべきである。

答弁 平野村長

名譽村民は、故人に称号を付与できるという前提で条例が出来ていなか。そのことも含め研究させていただきたい。記念碑の件も、方

の三宅島の状況を十分認識していただき、リスクの回避策を示した上で、島民の総体としての意向を確認するため、どのような質問を提出した。③今回の調査は「方針決定告では、長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安は「一年間の平均が概ね〇・〇四ppm以下で、一時間の平均〇・一ppmを超えた回数が年間で一〇%以下である」とある。しかし今回の意向調査では「現状の火山ガスの状況で避難指示解除した場合どうするか」という設問であった。ガス検討委員会が専門家の立場で医学的に検討し出したこの目安についてどのような認識なのか。②「火山ガスのリスクを受容して帰島する」という回答の根拠は。③「帰島するつもりはない」と回答した村民の立場はどうなるのか。将来帰島したいが、現状の火山ガスに対する不安が払拭されるような、具体的な施策と根拠が示されない段階においては、帰島判断が出来ないという人もいるのではないか。

▽「避難指示解除」の決断の根拠と行政責任について

①「避難指示解除」の法的な根拠について。②「避難指示解除」を直に伺つたといふことである。現在法も含めて検討してまいりたい。

▽三宅村の各種条例委員会、審議会に対する行政の対応について

三宅村には二十四の条例委員会・審議会があるが、ほとんど開催されていない。各種委員会の十分な活用を希望する。

答弁 佐久間総務課長

必要に応じて開催しているが、開催実績のない委員会もご指摘のとおりがあるので、善処したい。

▽三宅村の情報

伝達手段のひとつとして必要不可欠なものと考えている。これまでも

不感地区解消については通信会社にお願いし改善されているが、今後も要望を続けてまいりたい。

▽三宅村クリーンセンターのダイオキシン濃度の調査と周辺地区的調査結果について

現在のダイオキシンの数値を示せ。またこれは残留物質で長期にわたり蓄積することを考えれば、周辺地区的調査が必要だ。もし行なわれていないとしたら早急に調査し、周辺地区的住民を集めて説明する義務があると考えるが。

答弁 吉田地域整備課長

わたり蓄積することを考えれば、周辺地区的調査が必要だ。もし行なわれていないとしたら早急に調査し、周辺地区的住民を集めて説明する義務があると考えるが。

答弁 吉田地域整備課長

わたり蓄積することを考えれば、周辺地区的調査が必要だ。もし行なわれていないとしたら早急に調査し、周辺地区的住民を集めて説明する義務があると考えるが。

答弁 吉田地域整備課長

ダイオキシン類の測定は、法律で年一回以上行い知事に報告する義務があり、実施している。今までの調査ではすべて基準値以下の測定結果になつていているため、周辺地区的調査は実施していない。

答弁 吉田地域整備課長

現在、固定資産税の課税がなされてないこれら家屋が相当数あるが、問題解決を図る方法は。

答弁 木村企画財政課長

帰島後、固定資産税の賦課については再評価が必要と考えているので、別荘の未登記家屋がないよう自主財源の確保に努めてまいる

▽三宅島に住民票のない個人の別荘等の固定資産税の課税について

現在、固定資産税の課税がなされてないこれら家屋が相当数あるが、問題解決を図る方法は。

答弁 平野村長

農地にかかる問題等、帰島後の諸問題を抱えている。現状を勘案し、当然農業委員会は存続して重要があるので、残すべきだ。

答弁 平野村長

農地にかかる問題等、帰島後の諸問題を抱えている。現状を勘案し、当然農業委員会は存続して重要なので、残すべきだ。

▽帰島に向けた高齢者対策について

高齢者の中には一時帰島も出来ず、家の手入れなど出来ない人たちがいると思うが、対応は。

答弁 佐久間総務課長

家屋周辺等の清掃についてはボランティアに協力依頼を計画しているが、現在入島制限があるため、

決意である。

▽帰島に対する諸問題について

①民家(空家)を使用し住宅を確保したいとしているが、これらの調査は実施したのか。よほどの条件でないと無理難題と考える。災害公営住宅建設へ努力されたい。

②帰島困難者のために都営住宅の確保をせよ。③帰島時の自家用車の輸送体制の確立をせよ。④帰島後で調達出来ない資材発送対策を確立せよ。

⑤商店再開に努力せよ。⑥特養ホーム再開と応急対策の確立をせよ。⑦グルーブホームの推進をせよ。⑧社協、シルバー人材センターの事務所確保をせよ。⑨「帰島ニュース」の発行を検討せよ。

答弁 吉田地域整備課長

公営住宅法を満たしていない状況で対象となるのは難しいが、今後も引き続き強く要望していく。空家等については調査している。⑤資材の現地配達については、保管管理や本人等との連絡調整等の問題があり現在対応されていない。

今後需要が多いようであれば、関係機関と調整していく。

▽農業の振興について

①災害公営住宅建設については、公営住宅法を満たしていない状況で対象となるのは難しいが、今後も引き続き強く要望していく。空家等については調査している。⑤資材の現地配達については、保管管理や本人等との連絡調整等の問題があり現在対応されていない。

今後需要が多いようであれば、関係機関と調整していく。

▽農業対策について

火山ガス高濃度地区の農地確保についての対応は。

答弁 平野村長

農水省の見解では、災害が継続している区域という観点から、現状では農業予算の補助事業による整備は出来ない。村としては火山ガスの影響を受けにくい新たな場所での再開を考えていたが、農地や生産施設整備等は各種補助事業を取り入れて出来る限り支援したい。

▽福澤信哉 議員

①意向調査後の住民に対する心配りを。(帰島計画全般)②福祉施設の復興について③農業関係の支援策について。

▽この帰島問題については、議会と一体となつて取り組んでいくといつて方針である。②現在も帰島方針を出すにあたり支援策について協議を重ねている。③農家の意向

答弁 佐久間総務課長

⑦再開時期については村・東京都・あじさいの会などの関係機関で協議し決定したい。帰島後の入所者については、判定委員会で決定される。介護度の比較的軽い方は自営で在宅サービス等の利用により対処し、村の保健士等が戸別調査を実施し、介護の予防の充実を図つてまいりたい。避難先での特養や老健施設への入所者は六十七名。今後は個別に帰島希望者の実態を把握していく。都内での入所希望者については関係機関と協議して、対応に努めてまいりたい。⑧帰島すぐのグループホーム設立は難しいと考える。既存の施設を利用し、高齢者・障害者が一緒に利用できるような施設を検討している。⑨各団体で確保するのが原則だが、個々の事情も聞いているので、協議して協力してまいりたい。⑩「帰島ニュース」の発行を検討せよ。

▽農業の振興について

⑥商工会と連携をとり、島民が帰島した時点で営業再開できるよう努力したい。

▽観光と共生する畜産の確立に向け、畜産試験場三宅分場の存続へ努力せよ。

▽畜産試験場三宅分場の存続については東京都に強く要望したい。

▽畜産試験場三宅分場の存続へ努力せよ。

て、現在都内で行なつてている地場産業対策事業のような事業を実施し、高齢者等の雇用促進をした。④自家用車の輸送は引越し期間中の輸送となると考える。

答弁 石井産業観光課長

①再開時期については村・東京都・あじさいの会などの関係機関で協議し決定したい。帰島後の入所者については、判定委員会で決定される。介護度の比較的軽い方は自営で在宅サービス等の利用により対処し、村の保健士等が戸別調査を実施し、介護の予防の充実を図つてまいりたい。避難先での特養や老健施設への入所者は六十七名。今後は個別に帰島希望者の実態を把握していく。都内での入所希望者については関係機関と協議して、対応に努めてまいりたい。⑧帰島すぐのグループホーム設立は難しいと考える。既存の施設を利用し、高齢者・障害者が一緒に利用できるよう施設を検討している。⑨各団体で確保するのが原則だが、個々の事情も聞いているので、協議して協力してまいりたい。⑩「帰島ニュース」の発行を検討せよ。

▽農業の振興について

⑥商工会と連携をとり、島民が帰島した時点で営業再開できるよう努力したい。

▽観光と共生する畜産の確立に向け、畜産試験場三宅分場の存続へ努力せよ。

▽畜産試験場三宅分場の存続へ努力せよ。

VTR、写真入り冊子等で記録保存をされた。

答弁 佐久間総務課長

大変大事な」とと認識している。関係機関や報道機関等に協力を願いし保存に努めてまいりたい。

△脱硫装置付宿舎の有効利用を図れ

観光活性化のため、都管理の脱硫装置付宿舎の有効利用に努力せよ。

答弁 石井産業観光課長

災害復旧事業完了後は、原則的には取り壊し原状回復することになつていて、「提言の目的に使用可能か、耐用年数の問題もあるため、東京都と協議し進めたい。

浅沼徳広 議員

△避難解除の決断を

避難が長引くほど、家屋をはじめあらゆる物が傷むばかり。一日も早い避難解除の決断を。

答弁 平野村長

火山ガスの動向、東京都及び国との調整、専門家の意見を聞き、安全確保対策の確立等の要件を見た上で、なるべく早い時期に判断したいと考える。

△日帰り、滞在型帰島について

現制度で弱者・高齢者に負担を強いている家族の代理人の船賃を免除すべきである。また滞在型帰島の場合、初日は直接各家へ行くよう出来ないか。

答弁 平野村長

代理人の船賃は、今までと同様で進めていく。しかし帰島準備期における家屋の修繕立会い等については、代理人の船賃免除の見当は既に内部で対策を立てている。

答弁 菊地帰島対策課長

滞在型帰島初日の家への直行については、早速検討し、早い時期に実施出来るよう調整していく。

谷 寿文 議員

△帰島判断基準を明確に示せ

①帰島に関する意向調査結果を世代別に示せ。②火山ガスとの共生という村の基本的な考え方はいつどのように決定されたのか。③自己責任での帰島はこのようないまでなのか。④リスクを住民が背負い、帰島する場合の島の将来ビジョンを示せ。(世代を担う若者たちの希望ある政策は)⑤一斉帰島は条件整備が遅れる」とから段階(部分)帰島に切り換えるよ。

答弁 平野村長

②村の基本的な考え方は「火山噴火予知連絡会の統一見解」・三

宅島火山活動検討委員会報告」で進めていく。しかしながら、代理人の船賃免除の見当については、代理人の船賃免除の見当は既に内部で対策を立てている。

月程度を想定している。

寺本恒夫 議員  
「三宅島火山ガスに関する検討会の報告」を受け、国及び東京都と調整のうえ判断をしてきた。④三宅村総合計画の中の三本柱で「生活再建」「地域振興」「防災しまづくり」を挙げている。その中には若者があがれるステージも多い。今後、具体的な方策について検討してまいりたい。

答弁 積穂助役  
①現在、内容分析を進めているが、発表は村の方針を公表する時期に合わせたい。②今回新たに専門家会議を立ち上げた。ここでのご意見をお伺いした上で村長が判断していく。③火山ガスに関する検討会にある、健康影響を最小限にするための安全確保対策。島民はリスクをきちんと理解して自ら適切な行動をしていただくこと。また避難指示解除の際、帰島判断は最終的に個々の村民ということになる。そういう意味でリスクコミュニケーションや住民説明会ということを経た上で意向調査を行なつてきました。⑤現時点では全島一斉の避難指示解除を想定しているが、高濃度地域については別途一定の制限を行なうことで考えている。現実的な帰島は全村民がある日一斉に船を仕立てて帰るということではなく、計画的に行なう。また引越し期間として、おおむね三ヶ月

△避難中の住民対策  
①財政的支援の強化策を。(調査のたび苦しくなつてきたといふ訴えが多く、最近の生活相談窓口の扱いも災害保護より生活保護対象者が多い)②ゆめ農園・げんき農場のあり方の検討はしないのか出日が少なく体が鈍るということを聞く。また後期も続けるのか。

答弁 佐久間総務課長  
①現在ある制度を十分活用していただくよう、生活相談窓口とも連携をとりながらやっていきたい。

答弁 山上村民課長  
②両園のあり方については、雇用対策の他に帰島後の地場産業等の復興準備を行なうという大きな目的がある。出日については、開園後に農園をやめたり休んだ住民の枠を均等に振り分け、全員が四日目に近づくよう調整を行なつていている。

答弁 山上村民課長  
②両園のあり方については、雇用対策の他に帰島後の地場産業等の復興準備を行なうという大きな目的がある。出日については、開園後に農園をやめたり休んだ住民の枠を均等に振り分け、全員が四日目に近づくよう調整を行なつていている。

△本格的帰島までに村がしておかなければならぬ諸準備について  
①帰島を目前に、一時帰島のあり方の改善は考えないので。(募集人員、船・避難施設の部屋割り、船から降りて自宅への直行、食事

内容など)②家屋修理と職工組合の方について工夫を。③現地での材料調達や、都内で仕入れた材料の運搬手段の確保を。④帰島を目前にして、中央診療所の通常の診療体制を始めるべきだ。

#### 答弁 菊地帰島対策課長

①募集人員については今後検討していく。船と避難施設の部屋割りは、現在も高齢者を優先し和室を充てているが、船の場合は和室枠の割り当て作業において十分な対応が出来ないのが現状である。滞在型帰島初日の自宅直行は、現在実施出来るような形で進めている。食事内容については、受注者と協議してまいりたいと考える。

#### 答弁 吉田地域整備課長

②帰島に備えて家屋全体の修繕について検討しているが、対象家屋数が膨大で修繕期間が限定されることから、できるだけ必要最小限の範囲とし、修繕方法も職工組合に大工・電気設備業者等を登録させる形で、各事業所と個人契約できるよう検討している。③現在、運送業者は出来る限り希望に沿つて搬送してくれているが、その品物を管理することが非常に難しい。今後、需要が多いようであれば協議し対応しなければならない。

#### 答弁 佐久間総務課長

④帰島に向け、中央診療所の医療体制確立は早期に行なうべきと

認識している。計画では、帰島準備期間中は医師一名を増員して二名体制で行ない、あわせて医療機器等の整備も図つてまいりたい。

#### ▽本格的帰島に向けての諸問題について

①帰島判断してから半年間の準備期間、そして三ヶ月の帰島期間は現実的なのか。②火山ガス安置対策を。(個人住宅への脱硫装置設置は高感受性者だけで良いのか)③三池など高濃度地区の住宅対策を明確にせよ。(災害復興公営住宅を)④帰島にあたつての高齢者対策を明確にせよ。(特に高齢者施設入居者の対策)⑤緊急地域雇用創出事業の延長と災害復興特別事業制度の創設を求め、帰島後の働く場所の確保を。

#### 答弁 穂積助役

①説明会等では必ず「想定」という言葉を使用している。現在まで確定するに至らなかつた事項について詰めているが、方針を公表する際に合わせてお答えしたい。避難指示解除後、本格帰島期の三ヶ月以内に帰島していただき、現在の避難先是一旦退去していただくことが原則である。ただ事情のある方については詳細調査等の中でも具体的に伺う考えている。

#### 答弁 菊地帰島対策課長

②脱硫装置設置の考え方は、短

期的影響対策で、高感受性者は低濃度の火山ガスで注意報や警報が出るため、避難の頻度を最小限に抑えるための対策と理解いただいたい。高齢者等で動けない人の対策については、避難体制整備の中で別に検討していく。

#### 答弁 吉田地域整備課長

③一市町村で四百戸の滅失が対象になることから、災害公営住宅の建設は非常に難しい。しかし高濃度地区の住宅対策は帰島にあたつての最重要課題であり、今後とも執拗に要請していく。

#### 答弁 佐久間総務課長

④高齢者の入所施設については、特養ホームを利用していくこととなる。また既存施設を利用し、高齢者及び障害者があわせて利用できる施設の検討もしている。介護度の比較的軽い方については、自宅での在宅サービスの利用により対処していただき、保健士等による個別訪問で介護予防の実施を図つてまいりたい。

#### 答弁 山上村民課長

⑤緊急地域雇用創出事業の延長については、国等の動向に注視しながら対応していく。雇用の創出については、災害復旧事業等で積極的に取り組むとともに、都補助事業等により島内に圃場を設置し、高齢者等の雇用促進をしてまいりたい。災害復興特別事業

制度の創出については、今後関係機関と調整を図りたい。

#### ▽復興事業に向けて

①荒れ果てた畠の回復事業にあたつては、三宅島の特性を生かした方法(切り替え畠等)で実施せよ。②小規模商工業者等、自営業者の事業再開にあたつての補助の強化と、融資は信用保証協会の保証で、無担保無保証人で。

#### 答弁 石井産業観光課長

①避難時点での耕作地は、災害復旧事業により整備を進めていく。しかし帰島して當農再開した場合、業対象外である。認定農家制度は現時点では認定されていない。しかも既存施設を利用するため、帰島に合わせて認定するよう国・都と調整を進めている。

#### 答弁 穂積助役

②東京都及び信用保証協会の基本的なスタンスはセイフティ保証である。具体的には本人の返済能力と金融機関の融資審査の問題と思われる。金融機関の融資のスタンスは担保主義が貫かれているが、今後は金融機関・信用保証協会等に具体的な融資の問題として要望していただきたい。

#### ▽農業委員会法の改正に伴う問題

農地を災害復旧申請される皆様へ

平成16年9月15日  
三宅村役場

### 農地の災害復旧申請について

この度の「三宅島農業者意向調査」につきましては、ご回答にご協力をいただきましてありがとうございました。

農業者意向調査の中でも復旧農地についてはお伺いしたところですが、ここで再度復旧申請を受け付けます。災害査定の基礎資料となりますので、お手数ですが、よろしくお取り計らい下さい。（申請されない土地は災害復旧の対象になりません）

この農地復旧申請は避難前に耕作していた農用地で、かつ、耕作を再開する農用地が対象となります。

前回の農業意向調査に答えていない方であっても該当する方は申請可能ですので、用紙を請求して下さい。

なお、ご質問等についても、下記の担当者までお問い合わせください。

### 記

○申請受付期間 平成16年9月16日(木)～平成16年9月24日(金)

#### 【お問合わせ先】

■三宅村役場 産業観光課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (第一庁舎 29F)

TEL:03-5320-7828(直通) FAX:03-5388-1602

《担当者:永田・村山・西山》

平成16年9月15日  
三宅村役場産業観光課

### 三宅島農業・漁業および商工事業者の意向調査について（中間集計結果）

去る、8月16日付けをもってお願ひいたしました、三宅島の「農業者」と「漁業者」および「商工事業者」の皆さん方に係わる意向調査につきましては、ご回答にご協力をいただきましてありがとうございました。

この調査票は、現在、回収や集計・分析などの取りまとめ作業を進めておりますので、その最終集計結果については改めてご報告いたします。そこで今回は、9月6日までに回答があった調査票の中から抽出し、下記のとおり『中間集計』いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 調査名

- ①三宅島農業者意向調査
- ②三宅島漁業者意向調査
- ③三宅島商工事業者意向調査

##### 2. 調査別の中間集計結果

###### ①三宅島農業者意向調査（中間集計結果）

	神着	伊豆	伊ヶ谷	阿古	坪田	合計	割合
調査票発送数	140	93	76	194	176	679	
回答者数	95	66	46	126	107	440	64.8%
未回答者数	45	27	30	68	69	239	35.2
営農の再開							
再開する	45	44	25	59	47	220	50.0
時期と条件により	17	9	7	25	30	88	20.0
再開しない	10	7	8	32	18	75	17.0
営農していなかった	14	5	4	9	10	42	9.5
未記入	9	1	2	1	2	15	3.5
災害復旧事業の申請							
申請する	53	39	26	62	58	238	54.1
申請しない	4	8	1	20	6	39	8.9
未記入	5	6	5	2	13	31	7.0

※再開及び復旧等に関する割合欄は、回答者数に対する割合。

②三宅島漁業者意向調査（中間集計結果）

	神着	伊豆	伊ヶ谷	阿古	坪田	合 計	割合
調査票発送数	110	78	58	199	192	637	
回答者数	54	37	33	83	95	302	47.4%
未回答者数	56	41	25	116	97	335	52.6
操業の再開							
再開する	21	21	10	37	30	119	39.4
再開しない	18	8	12	22	38	98	32.4
今はわからない	9	2	5	10	15	41	13.6
未記入	6	6	6	14	12	44	14.6

※再開等に関する割合欄は、回答者数に対する割合。

③三宅島商工事業者意向調査（中間集計結果）

	神着	伊豆	伊ヶ谷	阿古	坪田	合 計	割合
調査票発送数	50	19	10	100	104	283	
回答者数	40	15	7	68	71	201	71.0%
未回答者数	10	4	3	32	33	82	29.0
営業の再開							
既にしている	9	2	1	8	2	22	11.0
再開する	24	8	2	37	40	111	55.2
再開しない	3	1	4	7	9	24	11.9
今はわからない	4	3	-	14	16	37	18.4
未記入	-	1	-	2	4	7	3.5

※再開等に関する割合欄は、回答者数に対する割合。

■【お問合せ・連絡先】

※調査等に関するご質問等は、下記（村役場産業観光課）へお問合せください。

項目・区分	お問合せ・連絡先	担当者
①三宅島農業者意向調査	・農林水産係 ☎03-5320-7828	永田・村山・西山
②三宅島漁業者意向調査	・農林水産係 ☎03-5320-7828	村山・北川・高松
③三宅島商工事業者意向調査	・観光商工係 ☎03-5320-7828	浅沼(信)・浅沼(い)

# **地場産業復興準備対策事業**

## **事業期間延長のお知らせ**

三宅村では、去る7月20日に「帰島に関する基本方針」を発表し、来年2月に避難指示を解除することとなりました。

そこで、平成16年4月1日より実施してきました「地場産業復興準備対策事業」につきましては、10月以降においても、下記のとおり事業期間を延長することとしたいたしましたので、お知らせします。

### 記

1 事業期間 平成16年10月1日（金）から12月24日（金）まで（約3ヶ月間）

2 作業員について

原則として、平成16年9月30日現在において、農場等で作業をしていただいている島民の方々に引き続きお願いすることになります。

作業条件、場所等につきましては、これまでと同様になります。

3 作業員の追加募集について

作業員の追加募集については、次のとおりです。

(1) 応募資格

- ①平成16年9月1日現在、三宅村の住民基本台帳に登録されている方
- ②三宅島の地場産業の復興に携わる意欲があり、農場等での作業ができる方
- ③本事業の趣旨を充分に理解している方
- ④帰島準備等のため、平成16年4月1日以後に離島された方

(2) 募集期間等

- ①募集期間 平成16年9月15日から9月20日（当日消印有効）
- ②採用・不採用通知 平成16年9月下旬（郵送により通知）

### (3) 忽墓方法

応募を希望される方は、三宅村役場村民課までご連絡下さい。

折り返し応募用紙を返送いたします。

お手元に応募用紙が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、次の応募先（三宅村シルバー人材センター）まで郵送又は持参して下さい。

#### (4) 採用人数

若干名

### (5) 麻幕先 (提出先)

T102-0072

東京都千代田区飯田橋3-10-3 シーアワーク東京2階

(社) 三宝村シルバー人材センター臨時事務所内

地場産業復興準備対策事業等調整窓口 担当 宮下・宮澤

電話 03-3239-4343

#### 4 事業に関するお問合せ先

T163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 南4階

三宅村新宿総合事務所 村民課避難対策係 担当 萩賀・相馬

電話 (直通) 03-5321-1111

(直通) 0 3 - 5 3 2 0 - 7 8 2 0 (中継) 4 5 - 6 6 4

# 村道管理事業（緊急地域雇用創出特別基金事業）

## 事業期間延長のお知らせ

平成16年9月15日

地場産業復興準備対策事業等作業員調整窓口

これまで、三宅村では居住地域等における村道の環境整備を進め、帰宅事業等の災害対応を効率的に実施するために本事業を実施して参りました。

このたび、村道管理事業（緊急地域雇用創出特別基金事業）の事業期間を延長することといたしましたので、作業員として島民の方々を次のとおり募集いたします。

### 1 応募資格

作業員の応募資格は次のとおりです。

- (1) 平成16年9月1日現在、三宅村の住民基本台帳等に登録されている方
- (2) 村道の伐採等の作業が出来る方
- (3) 呼吸器系疾患等のない方
- (4) 平成12年度以降、三宅村等が実施した緊急地域雇用創出特別基金事業（三宅島げんき農場、三宅村ゆめ農園、公立公園事業等）に従事したことのない方

### 2 募集人数      若干名

### 3 募集期間

#### (1) 募集期間

平成16年9月15日から9月22日（当日消印有効）まで

#### (2) 採用、不採用通知等

平成16年9月下旬（郵送により通知）

※ なお、作業に関する日程等の詳細についても同封いたします。

#### 4 作業場所

三宅島内一円（作業工程等については、三宅村土木員が調整いたします。）

#### 5 作業条件

##### (1) 作業内容

村道の伐採等作業(車両の運転、草刈機の使用等をすることがあります。)

##### (2) 作業期間

平成16年10月4日から平成17年1月30日まで

##### (3) 作業日数

ひと月14日以内の作業となります。

ただし、天候不良等によって日数の増減があります。

##### (4) 作業時間

午前8時30分から午後5時30分まで

※ 昼食休憩については1時間とし、その他午前10時、午後3時に  
それぞれ15分づつを休憩時間とします。

##### (5) 賃金等

賃 金	1日あたり¥15,000円
交通費	都内交通費については、実費支給とします。 船賃については、2等往復料金を支給します。

##### (6) その他

イ. 保険料、源泉徴収については、賃金から控除して支給します。

ロ. 三宅島内における滞在先は、三宅村役場3階又は農林合同庁舎  
内農林役場とします。

## 6 応募について

別添の応募用紙に必要事項をご記入の上、下記の応募先に郵送して下さい。

## 7 応募先

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-10-3 シニアワーク東京2階

(社) 三宅村シルバー人材センター臨時事務所内

地場産業復興準備対策事業等作業員調整窓口 担当 宮下・宮澤

Tel 03-3239-4343

## 8 事業に関するお問合せ

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 南41階

三宅村新宿総合事務所 村民課避難対策係 担当 山上(力)・芳賀

Tel 03-5320-7829 (内線) 45-661

## 特記事項

### 1 三宅島への出発等について

- (1) 作業員の集合時刻は、午後9時に竹芝桟橋ターミナルとする。
- (2) 三宅島行きの切符については、土木員が作業員全員の集合を確認後、片道切符を購入することとする。
- (3) 船内では、良識のある行動に努めること。
- (4) その他緊急時等の対応については、土木員の指示に従うこと。

### 2 島内作業等について

- (1) 三宅島到着の作業初日は、午前は作業期間中の計画等について打合を行い、午後は午前中の打合を踏まえ、現場確認等を行うこと。
- (2) 2日目以降は、作業初日の打合を踏まえ、土木員の指示に従い、必要な作業に従事すること。
- (3) 作業用具については、草刈機3台を購入することとし、その他の必要用具については、村の備品を使用すること。
- (4) 車両については、土木員用の3台の庁用車を使用すること。
- (5) 島内滞在中の食事については、島内の各商店を利用すること。

### 3 作業内容等について

- (1) 作業内容については、村の土木員と協力し、効率的な作業に努めること。
- (2) 具体的な内容については、原則として、土木員の作業を補助する程度とする。  
よって、作業員が重機類を操作するなど、資格を有することが必要となる作業は行わないこととする。

### 4 その他

#### (1) 事務手続について

- ① シルバー人材センターへの登録事務
- ② 年齢的に会員として取り扱えない島民の非常勤職員としての事務
- ③ 履歴書の提出（非常勤職員）
- ④ 作業日報の作成

#### (2) 今後の事務

- ① 広報での周知（9月15日折込）・・・事務様式の作成等
- ② 契約事務・・・予算上の最大作業員で契約

## 母子保健サービスや医療費助成を申請されるみな様へ

平成16年10月1日から申請書や各種届出の受付窓口が  
保健所から三宅村に変わります。

### 「移譲される内容」

- 母子保健サービス（低体重児の届出・未熟児訪問）
- 子どもの医療費助成（未熟児の養育医療・身体障害児の育成医療・小児慢性疾患医療費助成）
- 大気汚染健康障害者医療費助成
- 原子爆弾被爆者援護
- 難病医療費助成

詳しい内容等の問い合わせ先は

保健福祉課保健係

電話03-5320-7827

# ♪ 母子保健だより ♪

残暑がきびしい毎日ですが、いかがお過ごしでしょうか？

今年2回目の母子保健だよりをお送りします。

## 必ず予防接種の時期を確認してください

三宅村では、母子保健に関する電話相談をお受けしていますが、一番多い問い合わせは「予防接種に關すること」です。毎日の忙しい子育ての中で、うっかり予防接種の時期を逃してしまったり、ちょうど避難時期だったため予防接種を受けてなかつたりというご相談も多いのですが、最も多い相談は「予防接種の通知がこなくて時期をのがしてしまった！通知はこないの？」というお問い合わせです。

現在三宅村では、避難先の区市町村に母子の健康診査や予防接種等を依頼していますが、大きな区市町村では住民基本台帳を基に通知を行っているところが多く、三宅村に住民票があるみなさまには、自動的に個別通知が届かないことがあります。また個別通知を行っていない区市町村もあります。必ず避難先の区市町村に問い合わせて時期等を確認し、個別通知についてもご相談してみてください。乳児健康診査の通知がきてても、予防接種の通知がこない場合もあります。必ず健康診査と予防接種の通知等の実施方法についてお問い合わせください。避難先区市町村に直接ご相談しにくい場合は、三宅村の保健師に相談してください。

## 子育て教室が終わりました

8月の暑い中、都内4ヶ所で子育て教室が開催されました。電車を乗り継いで会場まで足を運んでくださった保護者の方、忙しい中時間を作ってくださった保護者の方、ありがとうございました。

帰島が見えてきた今の時期に、保護者の方がいろいろな思いを抱えながら生活をしていらっしゃることがわかりました。参加できなかった保護者の方に、教室で出たご意見を少し紹介します。

→ウラに続く

- ☆ 子どもは子どもの中で育てたいと思っているので、他のお子さんがどのくらい帰るのか知りたいです。
- ☆ 外遊びはどのくらいできるのでしょうか。また、遊びに行っているときに避難しなければならなくなったらどうするのかなどの不安があります。
- ☆ ガスマスクを持たせながら生活させることに抵抗があります。
- ☆ 今後、家族が離れて暮らすことになるかも知れず、経済的な心配や、子と父親が離れて暮らすことに不安があります。
- ☆ 気管支が弱いので帰島に不安を感じています。
- ☆ 保育園・学童保育について知りたいです。
- ☆ 就学時以下の一時帰宅をやってほしいです。自分もずっと島に行っていないので不安があり、もしかして一時帰宅とかをすれば、少し自信がつき、不安も少なくなるかもしれません。
- ☆ 毎日の生活に追われてなかなか難しいのですが、どこかで三宅村の母親同士、つながってみたい気持ちはあります。

全体的に帰島後の生活に関するお話が多く出ました。保健師としてすぐ保護者の方の悩みにお返事できなく申し訳ない思いもありました。現在帰島対策課が「親子リスコミ」を行ってくれています。いろいろなお話が聞けると思うので、ぜひ活用してみてください。ゆっくり話が聞きたい方には保育を考えることも可能なので、ご相談ください。帰島後の母子保健に関しては、いつでも保健師がお答えします。訪問でお子様にお会いしながら対応することも可能ですので、こちらも活用してください。

～・～・～ お問い合わせ・相談などの連絡先 ～・～・～

三宅村新宿総合事務所 保健福祉課保健係 保健師

連絡先：〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁内

TEL 03-5320-7827（直通） FAX 03-5388-1603

